

美浜町
スポーツ推進計画
(案)

令和2（2020）年2月
美浜町教育委員会

目次

スポーツ推進計画

第1章 推進計画の策定にあたって.....	3
1 計画におけるスポーツの定義.....	3
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	6
第2章 推進計画の基本目標.....	9
1 基本理念と基本目標.....	9
2 計画の体系図.....	10
3 スポーツ推進施策の展開.....	11
第3章 スポーツ推進の具体的な方策.....	15
1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進.....	15
2 子どものスポーツ環境の充実.....	21
3 障害者スポーツの推進.....	25
4 スポーツに親しむ場の整備.....	31
5 スポーツを通じたまちづくりの推進.....	35
第4章 計画の推進体制.....	41
1 計画の推進体制.....	41
2 進行管理と評価の方法.....	42
資料編	
1 美浜町スポーツ推進計画策定委員会 平成30(2018)年度委員名簿.....	45
2 美浜町スポーツ推進計画策定委員会 令和元(2019)年度委員名簿.....	46
3 各種団体ヒアリング等の要点.....	47
4 用語集.....	49

第1章

推進計画の策定にあたって

第1章 推進計画の策定にあたって

1 計画におけるスポーツの定義

スポーツ基本法の前文において、スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動である。」と定義されています。これを踏まえ、本計画では、スポーツをより身近なものとして、気軽に親しめるものとして、その概念を幅広く捉えることとします。

例えば、ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技種目だけではなく、健康づくりのための散歩や体操、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持った身体活動のすべてをスポーツとして捉えます。

さらに、自らが体を動かして行う「するスポーツ」だけでなく、競技を観戦する「みるスポーツ」、スポーツ団体の指導者や大会・イベント等での審判・ボランティアとして関わる「ささえる（育てる）スポーツ」も、スポーツ活動として捉えることとします。

2 計画策定の背景

本町ではこれまで、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」健康でいきいきと活躍できる生涯スポーツ社会の実現を目指して、地域に根ざした様々な施策や事業に取り組んできました。特に、平成7（1995）年度から平成8（1996）年度にかけて文部省（当時）から「スポーツ活動推進地域」に指定されたことに伴い、町内のスポーツ活動をより一層充実させる取り組みを展開し、町民が身近にスポーツやレクリエーション活動に親しめる環境づくりに努めてきました。

こうした中、平成23（2011）年8月に「スポーツ基本法」が施行され、平成24（2012）年3月には、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出」を目指す「スポーツ基本計画」が策定されました。さらに、平成29（2017）年3月には、スポーツの価値を具現化することや、スポーツの枠を超えて多様な分野と積極的に連携・協働していくことを明記した「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

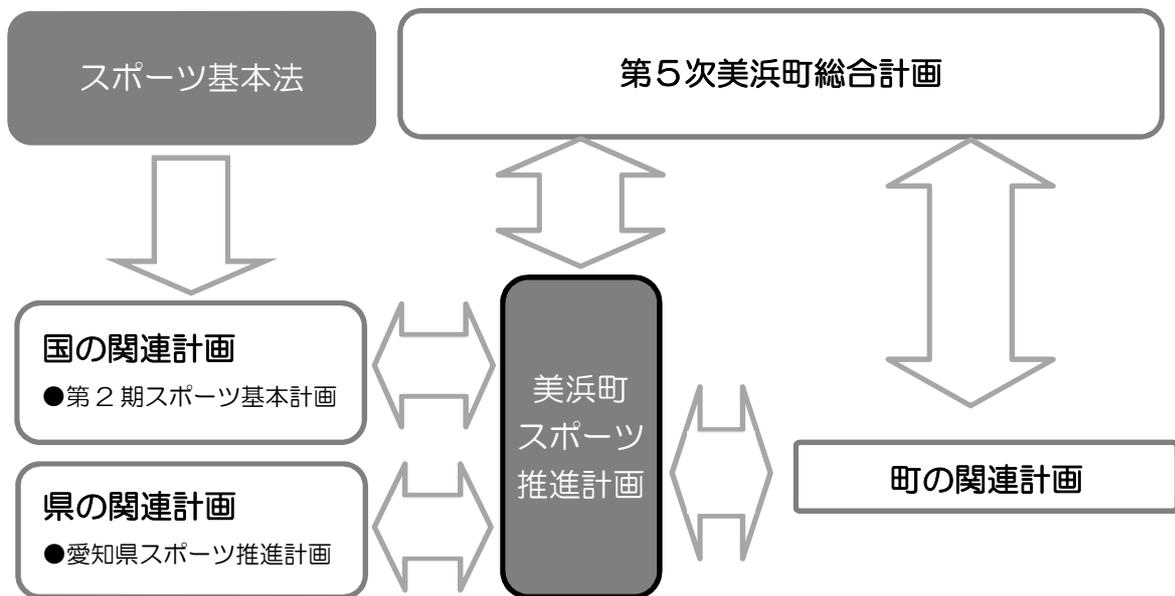
こうした国の動向を踏まえ、本町では、町民のスポーツ活動の推進を継続・充実していくことにより、スポーツを通じた健康増進、青少年の健全育成につながる子どものスポーツ活動の充実、誰もがスポーツに親しみ、共に楽しむ共生社会の実現に取り組むとともに、スポーツを取り巻く環境の変化に対応し、近隣市町や県外さらには海外からのスポーツ交流人口の増加による地域の活性化を図るなど、スポーツを通じた活力あるまちづくりを目指すため、これまでの取り組みを整理し、総合的かつ計画的にスポーツの推進を図るための基本方針として、スポーツ基本法第10条に基づく計画である「美浜町スポーツ推進計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、「スポーツ基本法」に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び県の「愛知県スポーツ推進計画（いきいきあいち スポーツプラン）」を参考に、本町の実情に即したスポーツの推進に関する理念や方向性を示すものとして位置づけるものです。

また、町の上位計画である「第5次美浜町総合計画」やその他関連計画と連携し、総合的かつ多角的にスポーツ活動の推進が図られるよう取り組んでいきます。

図表 第5次美浜町総合計画とその他関連計画の関係



4 計画の期間

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。ただし、計画期間中であっても、新たに取り組むべき課題や社会情勢の変化などで計画の見直しが必要な事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
美浜町スポーツ推進計画									



5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

スポーツ関係団体をはじめ、教育や社会福祉、商工観光などの団体の代表者で構成される「美浜町スポーツ推進計画策定委員会」を設置し、本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本町の運動・スポーツ実施状況等の現状や課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、本町にお住まいの18歳以上の方を無作為に選ばせていただき、アンケート調査として実施いたしました。

- 調査対象：美浜町在住の18歳以上の方から無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成30（2018）年11月15日～12月3日
- 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
2,200 件	1,054 件	47.9%

(3) パブリック・コメントの実施

町のホームページにおいて、計画策定にあたってのご意見及び情報を広く町民から募集しました。

- 募集期間：令和2（2020）年1月10日～1月31日

(4) 関係団体意識調査の実施

スポーツ関係団体をはじめ、教育や社会福祉、商工観光などスポーツを通じたまちづくりに関係する団体を対象としたアンケート・ヒアリング調査を実施しました。

(5) 先進地視察の実施

スポーツによる地域振興やまちづくりを推進している先進地を訪問し、行政のみならず、町民、スポーツ団体、民間企業等が連携してスポーツ施策を展開している事例を視察しました。

- 視察期間：平成30（2018）年7月31日～8月1日
- 視察先：田辺スポーツパーク（和歌山県田辺市）、上富田スポーツセンター（和歌山県上富田町）

第2章

推進計画の基本方針

第2章 推進計画の基本目標

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」
スポーツを通じて生涯活躍できるまち みはま

(2) 基本目標

1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

それぞれの体力、年齢、興味・関心に応じて、日常的にスポーツに親しみ、健康づくりに取り組む市民を増やすために、町内スポーツ関係団体の連携を図り、指導者の育成とアスリートへの支援を推進します。

2 子どものスポーツ環境の充実

美浜町の未来を担う子どもたちの運動・スポーツへの興味・関心を高めるとともに、子どもたちのスポーツ活動を支えている関係団体が連携することにより、スポーツとの多様な関わりを通じて、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりを行います。

3 障がい者スポーツの推進

障がいの有無にかかわらず、子どもから大人までみんなが一緒に参加し、活動することのできるスポーツプログラムの実施や、ユニバーサルデザインを取り入れたスポーツ施設等の整備、町の広報やインターネット、SNS等を通じたスポーツ情報の提供など、具体的な取り組みを推進します。

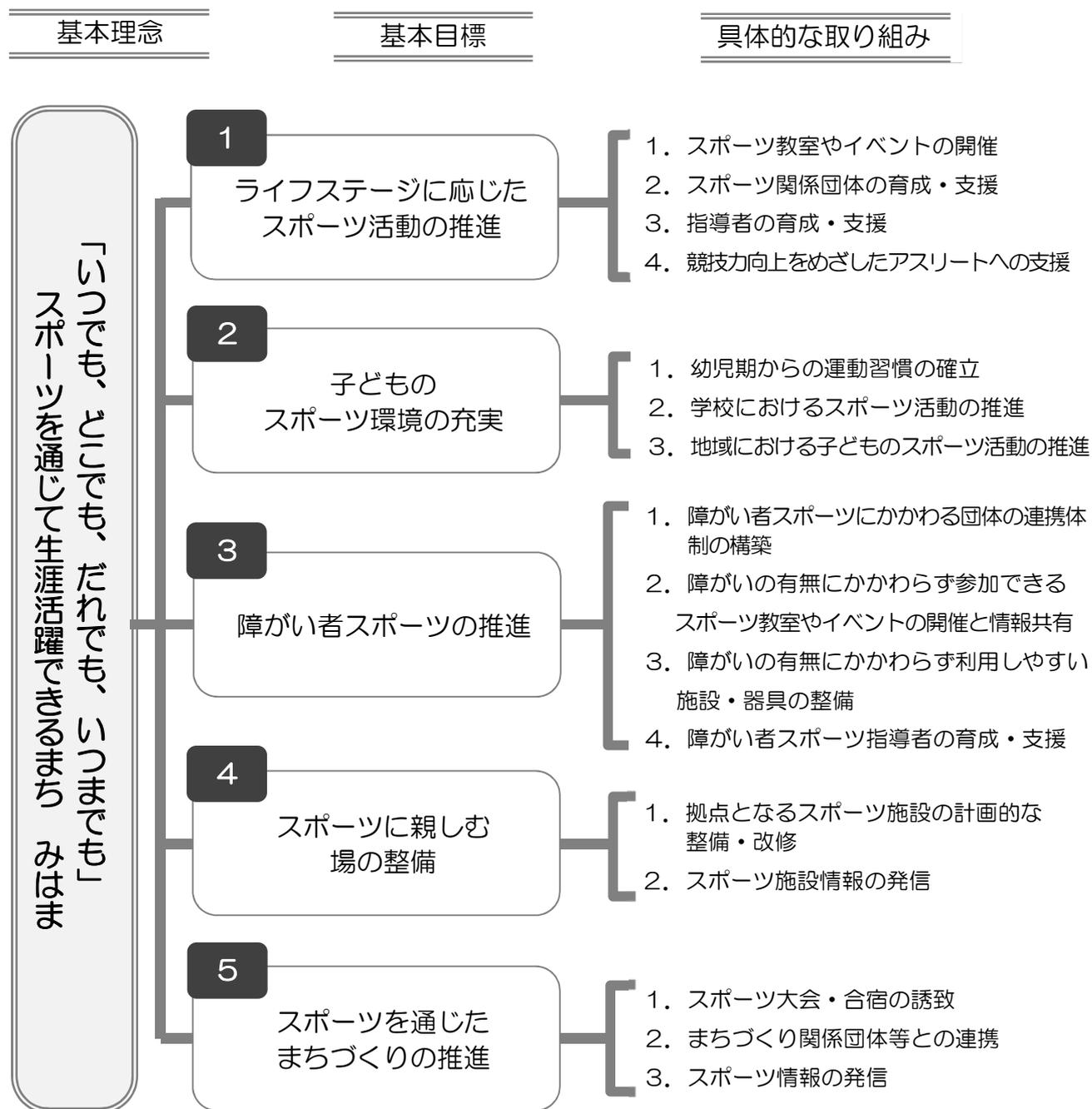
4 スポーツに親しむ場の整備

市民が気軽に運動やスポーツに親しむことができる拠点として、また地域の人々が集まるふれあいの場として、スポーツ施設の計画的な整備・改修を行い、その有効活用に向けた運営手法の検討を進めながら、みんなが安心・安全・快適に利用できるスポーツ環境の整備・充実に取り組みます。

5 スポーツを通じたまちづくりの推進

美浜町が持つ豊かな自然と宿泊施設を活かし、スポーツとツーリズムを融合させた交流人口の増加をめざすとともに、スポーツに身近に触れられる機会を多く創出することにより、市民のスポーツに対する意識や関心を一層高め、地域の魅力を発信します。

2 計画の体系図



3 スポーツ推進施策の展開

(1) 施策展開の構成について

基本理念の実現にむけて、以下の構成で施策を展開していきます。

○基本目標

将来の姿の実現にむけて掲げる目標です。本町の現状と課題をもとに、目標を掲げ、推進の方向性と指標を設定し、進捗状況の把握・評価をしていきます。

○現状と課題

現状を正しく把握して、これからの課題について整理します。

○推進の方向性

基本目標を実現していくための方向性を示します。

○指標

取り組みを推進していくための目標となる指標を示します。

○具体的な取り組み

町のスポーツを推進していくための具体的な取り組みを示します。

(2) 施策の連携について

将来の姿の実現にむけた方向性は独立して行うものではなく、関連する分野や施策が横断的に関わり合い、スポーツ推進に携わる各個人や団体が連携・協働することで、多様化するスポーツ推進の課題を解決していくものとします。

第3章

スポーツ推進の具体的な方策

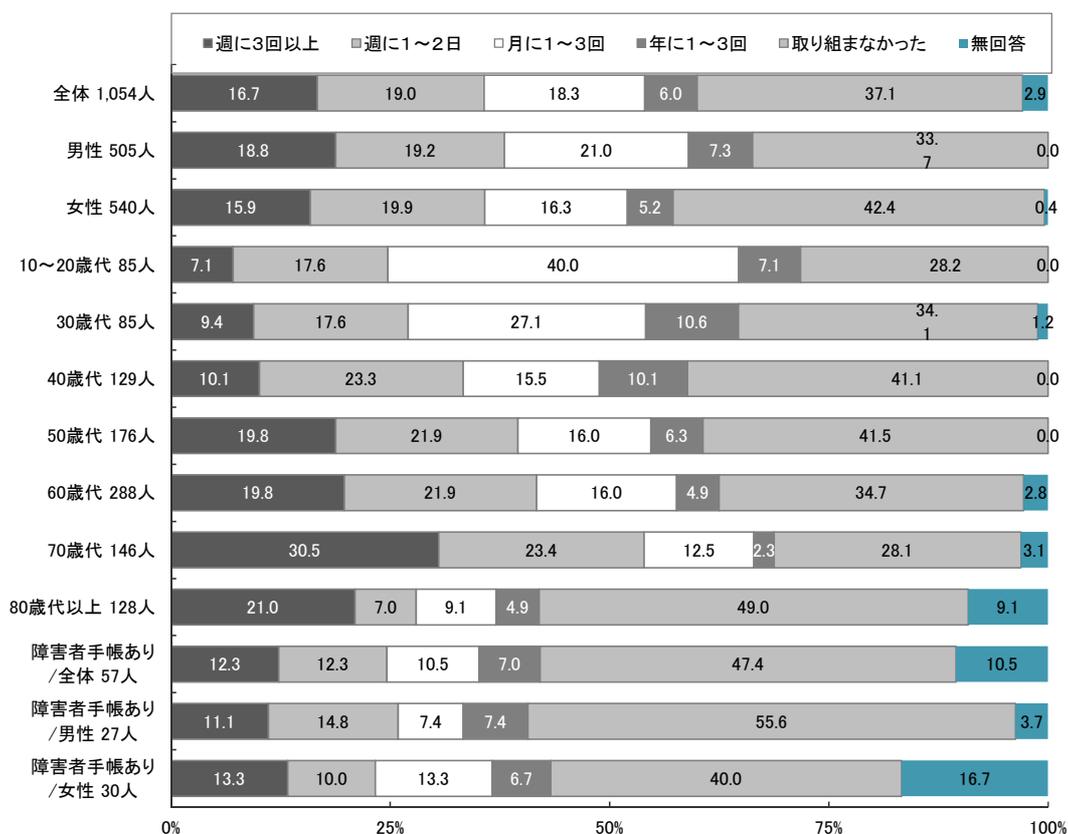
第3章 スポーツ推進の具体的な方策

基本目標 1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) 現状と課題

本町における18歳以上のスポーツ実施率(週に1回以上)は、2009年度が34.8%、2018年度が35.7%となっており、この約10年間でほぼ横ばいであり、2017年スポーツ庁の全国調査(51.8%)を大きく下回る値となっています。年代別に見てみると、70歳代の方の実施率が高く、反対に10~40歳代の方が低くなっています。

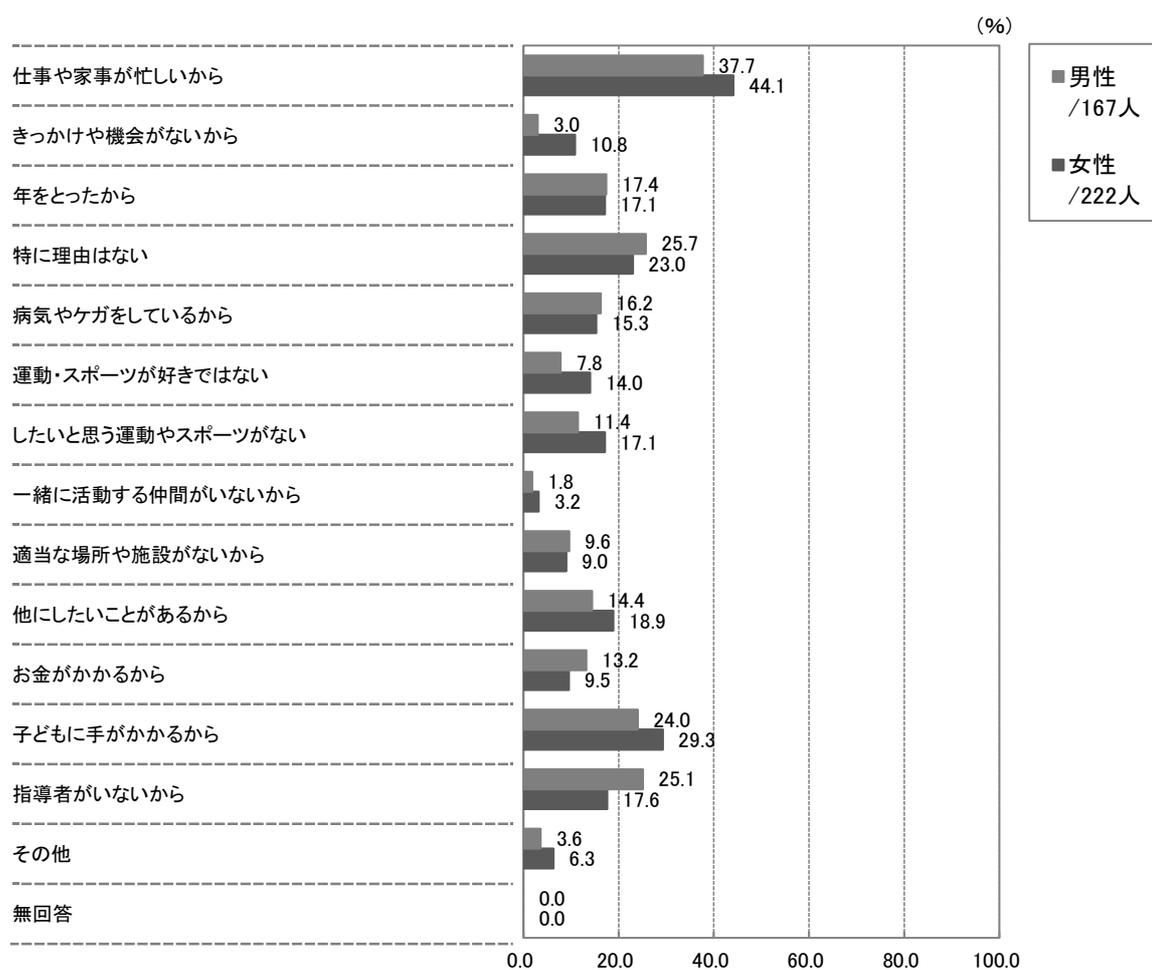
■実施頻度(1年間に運動・スポーツに「取り組まなかった」「無回答」の回答を含む)



運動やスポーツに取り組まない理由は、「仕事や家事が忙しいから」が一番多く、次いで「子供に手がかかるから」「指導者がいないから」「特に理由はない」などが理由となっています。

■運動やスポーツに取り組まない理由（男女別）

（1年間に運動・スポーツに「取り組まなかった」「無回答」の回答）



このような結果から、子育て世代や働き世代が、忙しい生活の中で気軽にスポーツに取り組む機会を創るために、既存の事業（教室・イベント）内容を拡充したり、参加を促すための工夫をすることが重要です。

スポーツ推進委員会を中心に、町内のスポーツ関係団体と連携した取り組みや、スポーツリーダーバンク制度を活用した指導者やボランティアの発掘・育成が求められます。

◆年代別の実施スポーツ

順位	10-20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
1	散歩等	散歩等	散歩等	散歩等	散歩等	散歩等	散歩等
2	ジョギング等	筋力トレーニング	筋力トレーニング	筋力トレーニング	体操 (器具なし)	体操 (器具なし)	体操 (器具なし)
3	筋力トレーニング	釣り	体操 (器具なし)	体操 (器具なし)	筋力トレーニング	釣り	グラウンドゴルフ
4	ボウリング	ジョギング等	登山等	ゴルフ	釣り	筋力トレーニング	—
5	サッカー等	ゴルフ	釣り	釣り	ゴルフ	ゴルフ	—
6	キャッチボール	体操 (器具なし)	ジョギング等	—	—	グラウンドゴルフ	—
7	バドミントン	キャッチボール	テニス等	—	—	—	—
8	卓球	野球	—	—	—	—	—
9	バレーボール	ボウリング	—	—	—	—	—
10	釣り	—	—	—	—	—	—



(2) 推進の方向性

それぞれの体力、年齢、興味・関心に応じて、自発的にスポーツに親しむ町民を増やすため、町内スポーツ関係団体の連携を図り、指導者の育成とアスリートへの支援を推進します。

(3) 指標

18歳以上の週1回以上のスポーツ実施率（週1回以上）

35.7 % → 55.0%

(4) 具体的な取り組み

1-1 スポーツ教室やイベントの開催

- ①親子や家族がともに参加できるスポーツ教室やスポーツイベントを開催し、子育て世代や働き世代、普段あまりスポーツに親しんでいない人に対するスポーツへの参加促進に取り組めます。
- ②スポーツを継続的に行うことによる健康増進、健康寿命の延伸、医療費の抑制が注目されています。「元気ばんざい！みはま21計画」や「健康マイレージ事業」など、既存の取り組みをさらに推進することで、高齢者が無理なく日常的に取り組むことのできる運動やスポーツの機会を増やします。
- ③「美浜タウンマラソン」や各地区で行われているスポーツイベント等、町内で開催されている既存のイベントをより充実させます。



1-2 スポーツ関係団体の育成・支援

- ①スポーツ関係団体の組織運営の強化と透明性の向上を図り、多様な意見を反映させられるよう育成します。
- ②スポーツ協会・スポーツ少年団・みはまスポーツクラブ等、スポーツに関わる団体が相互に連携し、より充実した活動ができるシステムを構築します。

1-3 指導者の育成・支援

- ①スポーツの持つ楽しさや魅力等を教え、伝えることのできる指導者を育成するため、関係機関等と連携し、スポーツ指導の公認資格の取得を促進します。
- ②愛知県スポーツ協会等が開催する指導者研修会等への参加を推進するとともに、スポーツ医・科学研究の成果を積極的に活用した研修会を関係機関と協力して実施します。
- ③スポーツ推進のための指導や助言、ニュースポーツの紹介や普及、地域のスポーツ活動の推進を担うスポーツ推進委員の取り組みを、一層充実させます。
- ④「スポーツリーダーバンク」や「健康づくりリーダー」「介護予防リーダー」等を効果的に活用するための仕組みを整えます。



1-4 競技力向上をめざしたアスリートへの支援

- ①小中学生をはじめマスターズ競技大会や全国健康福祉祭（ねんりんピック）大会を目指すアスリートまで、各種全国大会へ出場するアスリートを支援します。
- ②愛知駅伝をはじめとする各競技のジュニアからの一貫した指導体制の構築、選手の発掘・育成・強化を図ります。



基本目標 2 子どものスポーツ環境の充実

(1) 現状と課題

「児童生徒の体力・運動能力調査」における美浜町の結果をみると、小学5年生男女では8種目中6種目が全国平均を下回っており、中学2年生女子では8種目中5種目が全国平均を下回っています。特に持久力は、ほぼ全ての学年で全国平均を下回る結果となっています。

「知多地方教育事務協議会、愛知県中小学校体育連盟知多支所」が目標としている『平成元（1989）年時の記録』と比較すると、中学2年生男子「ボール投げ」を除く全ての値が目標値に達しておらず、学校はもとより地域社会全体で児童生徒の体力・運動能力向上に向けた取り組みが必要です。

また、年齢が上がれば上がるほど、運動をする子としない子の二極化が顕著にみられることが全国的にも課題となっており、特に小学校高学年女子・中学生女子の運動離れやスポーツ嫌いへの対策が必要です。

◆美浜町と全国との平均値比較（平成30年度）

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座前屈 (cm)	反復横とび (回)	持久力 小学生 (回) 中学校 (秒)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)
小5男子	美浜町	15.5 ●	18.9 ●	32.0 ●	43.5 ●	45.7 ●	9.2 △	152.8 ●	23.6 ○
	全国	16.9	20.7	33.6	43.9	56.9	9.2	155.4	23.5
小5女子	美浜町	16.0 ●	19.2 ●	36.8 ●	44.1 ○	39.5 ●	9.2 ○	152.7 ○	15.4 ○
	全国	16.7	19.4	37.9	41.4	45.5	9.5	147.5	14.4
中2男子	美浜町	30.6 ○	28.6 ○	44.9 ○	54.0 ○	383.6 ●	7.8 △	192.5 ●	23.0 ○
	全国	29.8	28.1	44.0	53.5	377.2	7.8	199.6	21.3
中2女子	美浜町	23.1 ●	24.6 ○	44.7 ●	49.2 ○	298.9 ●	9.0 ●	161.5 ●	13.6 ○
	全国	24.2	24.0	46.3	47.7	278.6	8.7	172.1	13.4

○：美浜町の平均が、平成30年度全国平均より上回っている

△：美浜町の平均が、平成30年度全国平均と同じ

●：美浜町の平均が、平成30年度全国平均より下回っている

◆平成元年度（知多地区）と平成30年度（美浜町）との平均値比較

		握力 (kg)		持久力 小学生 (回) 中学校 (秒)		ボール投げ (m)	
小5 男子	平成30年	15.5	●	45.7	/	23.6	●
	平成元年	18.6				28.0	
小5 女子	平成30年	16.0	●	39.5	/	15.4	●
	平成元年	17.0				17.2	
中2 男子	平成30年	30.6	●	383.6	●	23.0	○
	平成元年	31.5		371.9		22.4	
中2 女子	平成30年	23.1	●	298.9	●	13.6	●
	平成元年	24.8		268.4		15.4	

○：美浜町の平均が、平成元年度知多地区の平均より上回っている

●：美浜町の平均が、平成元年度知多地区の平均より下回っている

さらに、学校の運動部活動やスポーツ少年団では、少子化による児童・生徒数の減少や教員数の減少、また専門性を有する指導者の不足が生じ、子どものニーズに応じた部や団体を設置することが困難な状況が見られます。

このような中、「美浜町立小中学校部活動指導ガイドライン」に基づき、適切に運動部活動を運営するとともに、学校と地域の連携による指導者の派遣や活動の交流等について、検討を進める必要があります。



(2) 推進の方向性

美浜町の未来を担う子どもたちの運動・スポーツへの興味・関心を高めるとともに、子どもたちのスポーツ活動を支えている関係団体が連携することにより、スポーツとの多様な関わりを通じて、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりを行います。

(3) 指標

児童生徒の体力・運動能力調査において、全国平均を上回る学年・種目を増やす。

■小学5年生・中学2年生：13種目→20種目

(4) 具体的な取り組み

2-1 幼児期からの運動習慣の確立

- ①幼児期から体を動かす機会を保障するため、文部科学省の「幼児期運動指針」や公益財団法人日本スポーツ協会の「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)」など、幼児や保護者を対象とした遊びを通じた運動プログラムの普及を町内関係団体と連携して行います。
- ②豊かなスポーツライフ実現への基礎を身につけるため、幼児期に適切な運動を体験することが大切であることを、保護者に啓発する取り組みを推進します。
- ③幼児期の子どもが安全に遊べる場所（公園・広場）を有効活用します。



2-2 学校におけるスポーツ活動の推進

- ①学校のスポーツ活動において、地域で活躍する指導者を活用するための環境整備を進め、地域社会全体で児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。
- ②「美浜町立小中学校部活動指導ガイドライン」等を活用し、それぞれの学校の特徴を活かした適切で効果的な部活動のあり方を検討します。

2-3 地域におけるスポーツ活動の推進

- ①スポーツ協会、スポーツ少年団、みはまスポーツクラブ等が連携・協力し、経済的な理由等でスポーツをすることが困難な子どもや障がいのある子どもにも十分配慮しつつ、町内のすべての子どもが多様なスポーツ活動が行えるような取り組みを支援します。
- ②運動習慣が身につけていない子どもやスポーツが苦手な子どもたちを対象に、運動やスポーツに楽しく触れられるきっかけづくりに取り組むとともに、豊かな人間性や社会性を育むためのスポーツ・レクリエーション活動等を推進します。

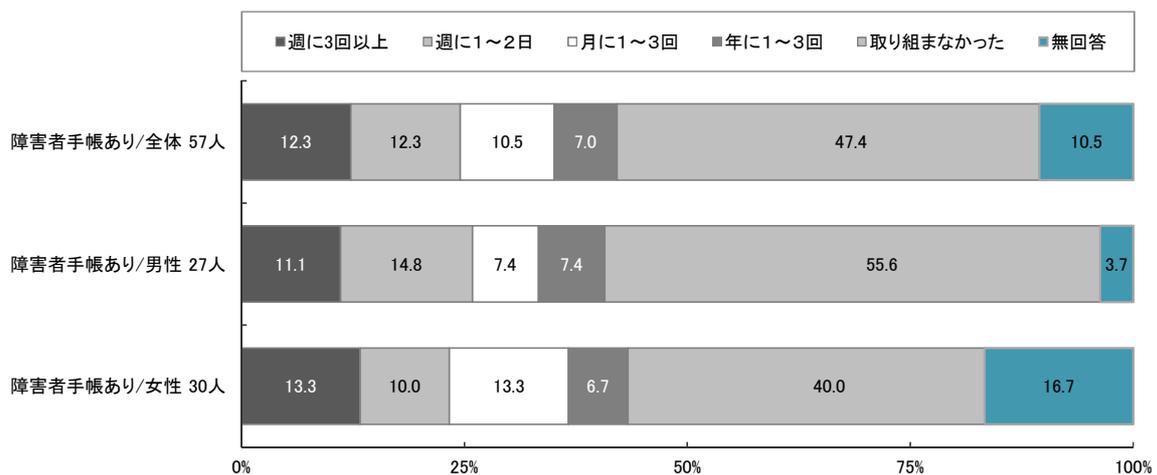


基本目標 3 障がい者スポーツの推進

(1) 現状と課題

本町における障害者手帳を持っている人の週 1 回以上のスポーツ実施率は、24.6% (2018 年度) となっており、スポーツ庁の目標値 40%を大きく下回る値となっています。

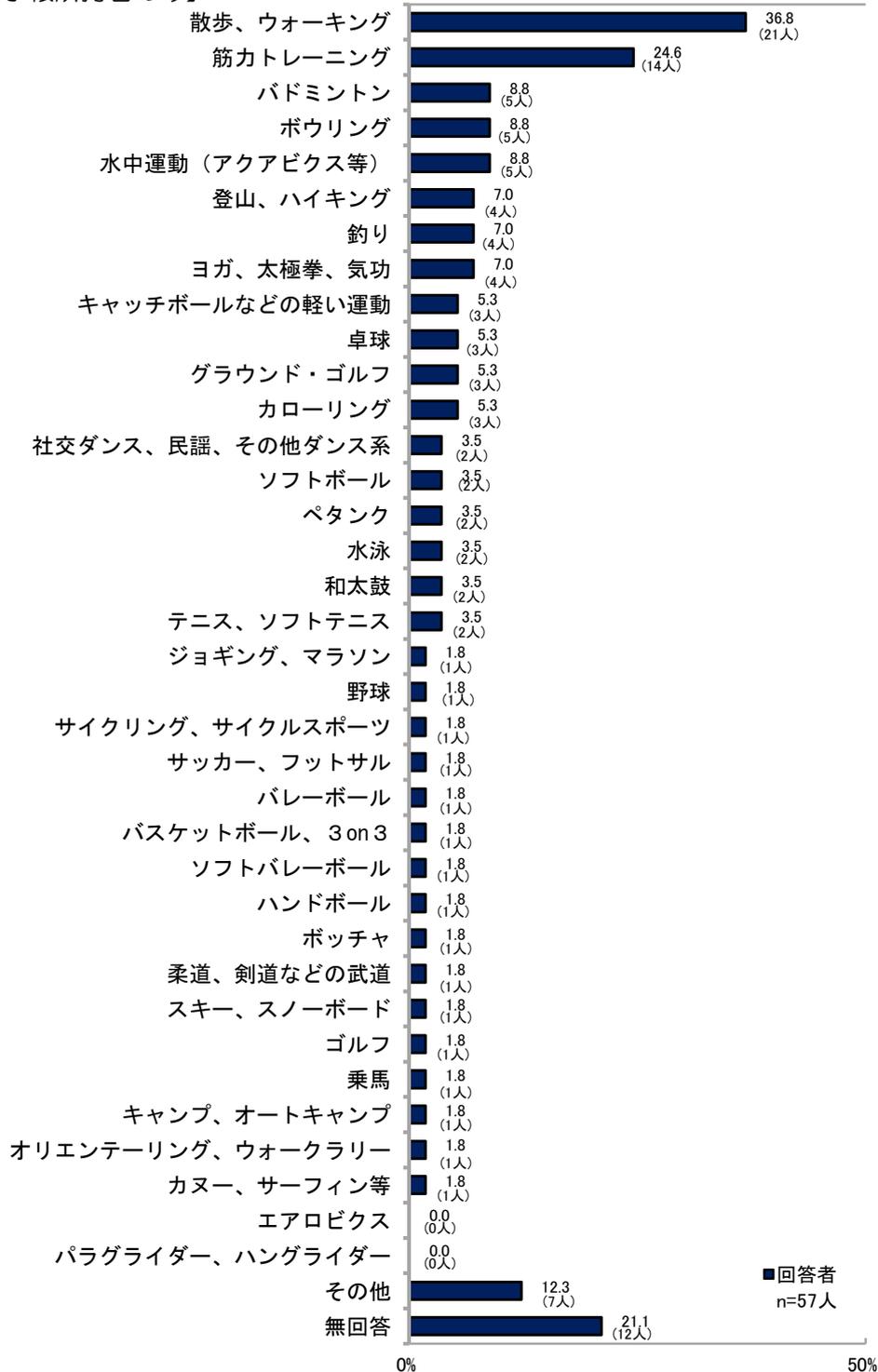
■実施頻度（1年間に運動・スポーツに「取り組まなかった」「無回答」の回答を含む）
【障害者手帳所持者のみ】



今後はじめてみたい運動やスポーツは散歩、ウォーキングと筋力トレーニングが多くなっています。日常生活の中で、また身近な地域において、障がいの有無にかかわらず、運動やスポーツ活動に参加しやすい場づくりや情報提供が必要です。

■あなたが今後、はじめてみたい運動やスポーツがあればお答えください。
 (あてはまる番号すべてに○)

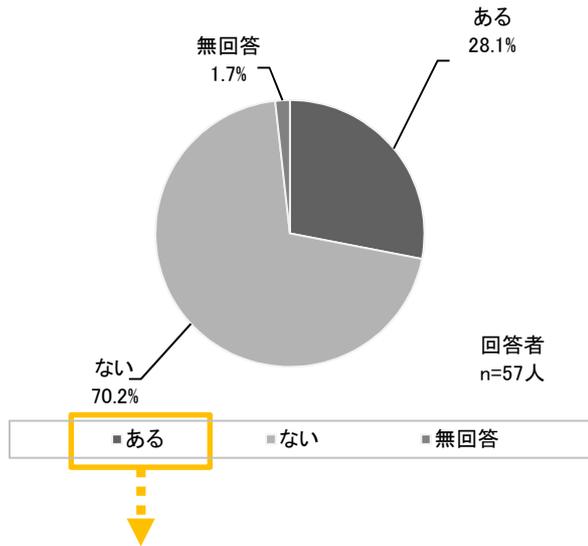
【障害者手帳所持者のみ】



障害者手帳を持っている人の公共スポーツ施設利用率は、28.1%となっており、総合公園体育館と小・中学校の運動場、総合公園体育館トレーニングルームの利用割合が高くなっています。障がいの有無にかかわらず、誰もが安心・安全に利用できる施設や器具の整備とその情報を発信することが必要です。

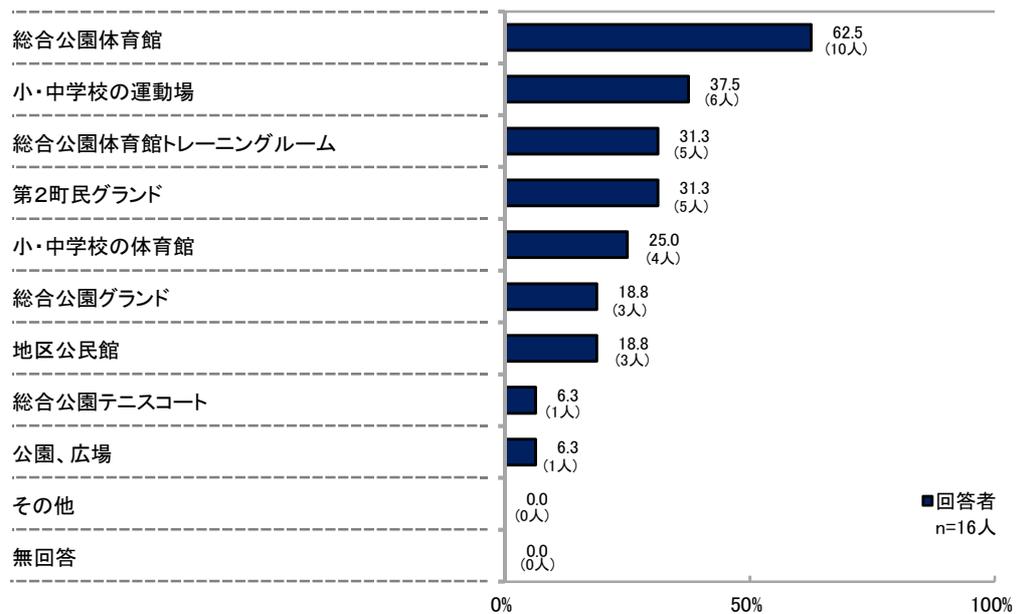
■あなたは美浜町の公共スポーツ施設を利用したことがありますか。(1つに○)

【障害者手帳所持者のみ】



選択肢	回答者 (人)
ある	16
ない	40
無回答	1

■【あると答えた方】どの施設を利用したことがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

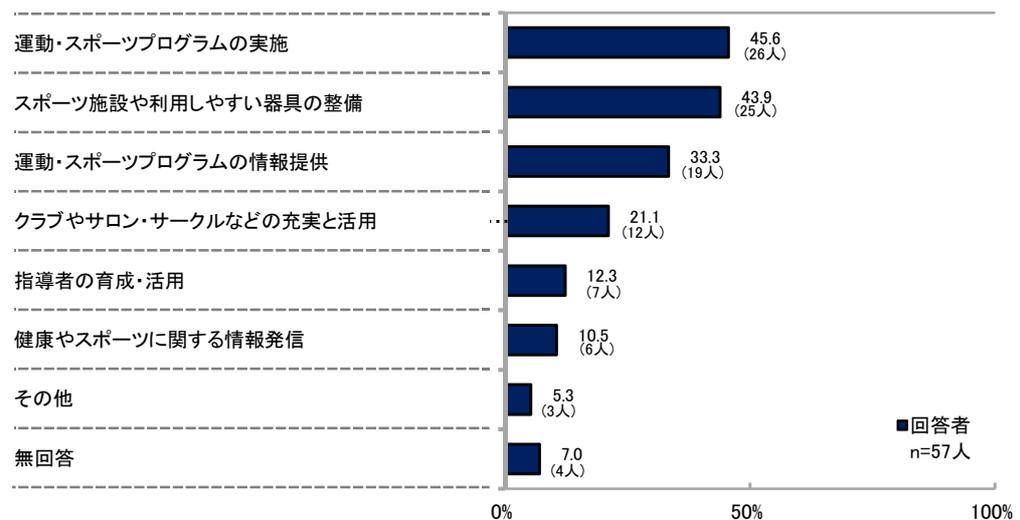


障害者手帳を持っている人が、気軽に運動やスポーツに取り組めるようにするために必要なこととして、「運動・スポーツプログラムの実施」「情報提供」「スポーツ施設や利用しやすい器具の整備」「クラブやサロン・スクールなどの充実と活用」が上位に挙げられています。

そこで、既存の教室やイベントに、障がいのある人が一緒に参加できるようなプログラムを加える工夫をしたり、スポーツプログラムの情報を関係団体で共有することが必要です。また、誰もが安心・安全に活動することのできるスポーツ施設・器具の整備、障がいの種類や程度に配慮した指導・支援ができる指導者の養成が求められます。

■高齢者や障がい者が気軽に運動やスポーツに取り組めるようにするためには、何が必要だと思いますか。（2つに○）

【障害者手帳所持者のみ】



(2) 推進の方向性

障がいの有無にかかわらず、子どもから大人までみんなが一緒に参加し、活動することのできるスポーツプログラムの実施や、ユニバーサルデザインを取り入れたスポーツ施設等の整備、町の広報やインターネット、SNS等を通じたスポーツ情報の提供など、具体的な取り組みを推進します。

(3) 指標

障がい者（18歳以上）のスポーツ実施率（週1回以上）

24.6% → 40.0%

(4) 具体的な取り組み

3-1 障がい者スポーツにかかわる団体の連携体制の構築

①障がい者にかかわる団体（社会福祉協議会、みはまスポーツクラブ、大学等）が連携し、障がい者スポーツの振興を図る体制を整備します。

3-2 障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツ教室やイベントの開催と情報共有

①「美浜町障がい児者ふれあい運動会」や、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツ教室などのイベントを開催することで、共にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の充実を図ります。

②障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツ活動に参加しやすくなるよう、多様な媒体により、町のスポーツ情報を発信します。

3-3 障がいの有無にかかわらず利用しやすい施設や器具の整備

①障がいの有無にかかわらず誰もが安心・安全にスポーツができる環境づくりとして、ユニバーサルデザインに沿った施設整備を推進します。

②美浜町が作成した「障害のある人への配慮を工夫したスポーツ施設利用マニュアル」を活用し、障がいの特性やニーズ、利用状況に応じた施設の機能充実を行います。

3-4 障がい者スポーツ指導者の育成・支援

- ①美浜町立小中学校の児童・生徒を対象とした「オリンピック・パラリンピック教育」の授業や教員の指導力向上のための研修会を推進することにより、障がいの理解を促し、障がい者スポーツの指導者を育成します。
- ②関係機関等と連携し、障がい者に対しスポーツの楽しさや魅力を伝え、障がいの種類や程度に配慮した指導・支援ができる指導者の育成を推進します。

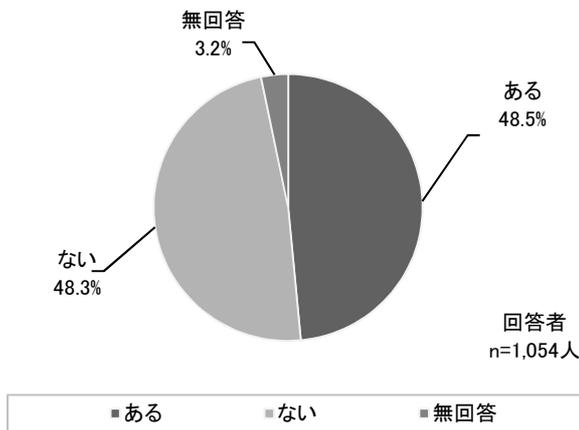


基本目標 4 スポーツに親しむ場の整備

(1) 現状と課題

町内の公共スポーツ施設については、約半数の町民が使用しており、特に総合公園体育館とその中にあるトレーニングルーム、小中学校の体育館の利用が多くなっています。老朽化による計画的な改修や、広告収入等を活かした新たなスポーツ施設の運営方法の導入など、公共スポーツ施設を町民が集い、賑わいを生み出す場にするための工夫が求められます。

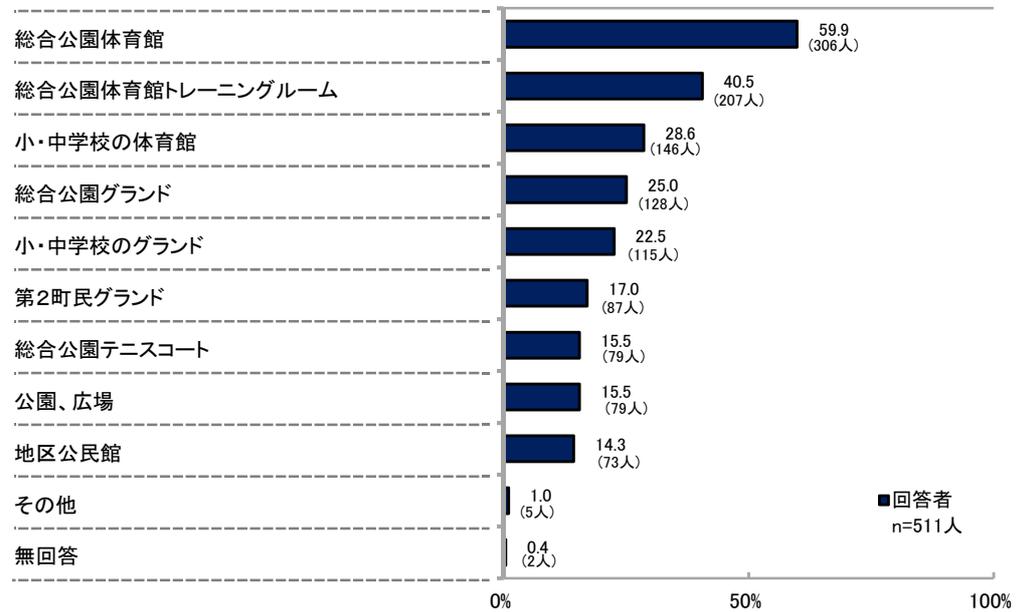
■あなたは美浜町の公共スポーツ施設を利用したことがありますか。(1つに○)



選択肢	回答者 (人)
ある	511
ない	509
無回答	34

■【美浜町の公共スポーツ施設を利用があると回答した人】

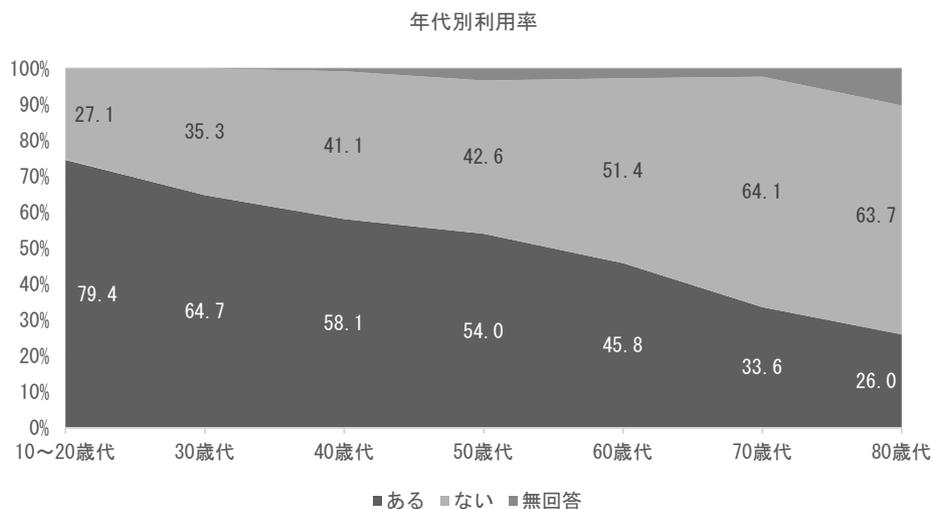
どの施設を利用したことがありますか。(あてはまる番号すべてに○)



年齢が高くなるほど、公共スポーツ施設を使用していない現状がみられます。自宅周辺の公園や広場、公民館などを活用したスポーツ活動の取り組みやウォーキングコースの開発・整備が必要です。

また、町内のスポーツ施設情報を集約し、より効率的な施設の管理・運営に向けた情報を共有・発信する取り組みが求められます。

■美浜町の公共スポーツ施設年代別利用率



(2) 推進の方向性

町民が気軽に運動やスポーツに親しむことができる拠点として、また地域の人々が集まるふれあいの場として、スポーツ施設の計画的な整備・改修を行い、その有効活用に向けた運営手法の検討を進めながら、みんなが安心・安全・快適に利用できるスポーツ環境の整備・充実に取り組みます。

(3) 指標

総合公園体育館利用者数	44,876人	→	54,000人
グラウンド・テニスコート利用者数	18,426人	→	22,000人
学校スポーツ施設利用者数 (体育館・グラウンド・柔剣道場)	45,331人	→	48,000人
公民館等におけるスポーツ利用者数	15,820人	→	19,000人



(4) 具体的な取り組み

4-1 拠点となるスポーツ施設の計画的な整備・改修

- ①美浜町総合公園を計画的に整備・改修することで、町内はもとより広域的な地域を対象とした競技大会を開催するなど、それぞれの施設が持つ役割を果たすことができるようスポーツ環境の整備に努めます。
- ②スポーツ施設の効率的な管理・運営の方法について、ネーミングライツや広告収入等の活用、指定管理者制度の導入など、多様なニーズに応じた新たなサービスを提供できるよう検討を進めます。
- ③スポーツ施設以外にも誰もが身近にスポーツができる場所として、公園・広場や公民館、学校体育施設等のさらなる有効利用とスポーツ用具及び備品等の整備を図ります。



4-2 スポーツ施設情報の発信

- ①スポーツ施設の活用を促進するため、インターネットを活用し、各施設の予約や空き状況の確認が可能となる予約システムの導入を検討します。
- ②スポーツ施設の概要と魅力ある情報を様々な媒体を活用して発信し、町内外への積極的な広報を行います。

基本目標 5 スポーツを通じたまちづくりの推進

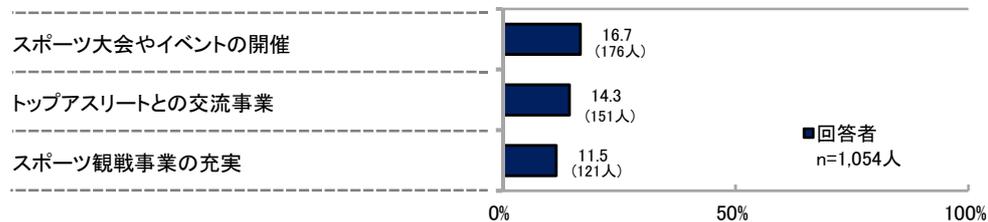
(1) 現状と課題

今後のスポーツ振興のためには、「トップアスリートとの交流事業」や「スポーツ観戦事業の充実」「スポーツ大会やイベントの開催」が必要であるとする町民の割合が高くなっています。美浜町の未来を担う若者が「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動を推進していくためには、町民はもとより周辺市町や県外、さらに海外からの交流人口の増加を視野に入れた取り組みが求められます。

さらに、国内外のトップアスリートと交流するための大会や合宿誘致、イベントの開催など、美浜町の自然と宿泊施設を活かした新たな取り組みが必要です。

■今後、美浜町のスポーツ振興を進めるために、どのようなことに取り組むべきとお考えですか。

(あてはまる番号すべてに○)

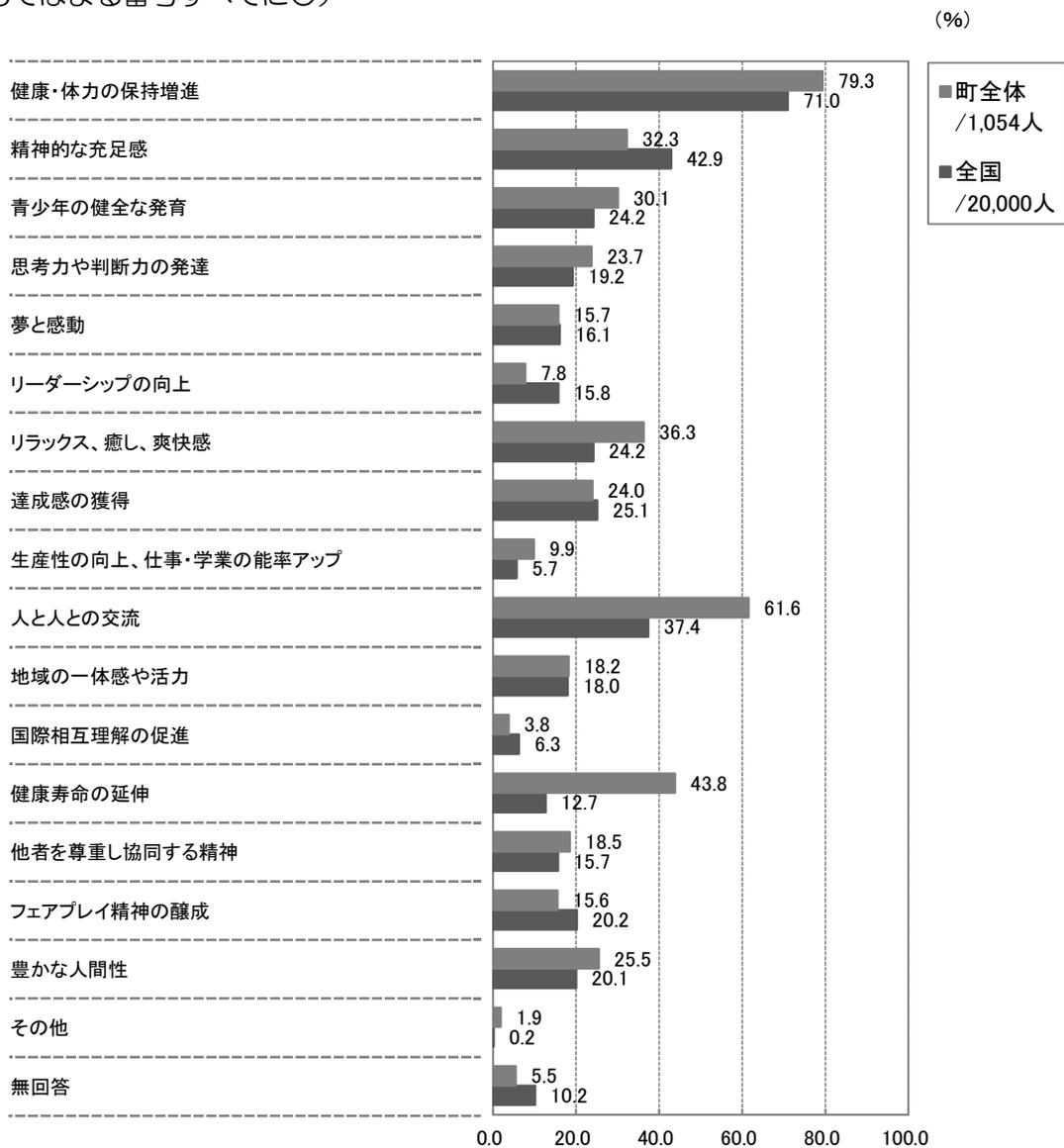


運動やスポーツが個人や社会にもたらす効果について、町民の約8割が「健康・体力の保持増進」を挙げており、次いで「人と人との交流」が挙げられています。

今後、町民がスポーツに身近に触れられる機会を多く創出し、町民の健康・体力の保持増進をめざすとともに、美浜町が持つ豊かな自然と宿泊施設を活かし、町内の関係団体とともに地域の魅力を創出し、より多くの人々に発信する取り組みが求められます。

■あなたは運動・スポーツが個人や社会にもたらす効果とはどのようなものだと思いますか。

(あてはまる番号すべてに○)



※全国は「2017年スポーツ庁の全国調査」を用いている。

(2) 推進の方向性

美浜町が持つ豊かな自然と宿泊施設を活かし、スポーツとツーリズムを融合させた交流人口の増加をめざすとともに、スポーツに身近に触れられる機会を多く創出することにより、町民のスポーツに対する意識や関心を一層高め、地域の魅力を発信します。

(3) 指標

合宿等による公共スポーツ施設利用

157件 → 250件

町外の人に参加できるスポーツ大会や、全国規模のスポーツイベントの開催

5件 → 10件

(4) 具体的な取り組み

5-1 スポーツ大会・合宿の誘致

- ①総合公園体育館をはじめとする町内スポーツ施設等でのスポーツ大会の開催または招致に取り組みます。
- ②2026年アジア競技大会の事前キャンプをはじめ、国内外アスリートのキャンプ誘致に取り組みます。
- ③町内でトップレベルの競技スポーツを身近に観戦したり、応援したりする機会を創出するとともに、スポーツを支えるボランティアの組織化や活躍の場の創出に取り組みます。



5-2 まちづくり関係団体等との連携

- ①スポーツと自然、スポーツと観光など、町内関係団体と連携し、周辺市町や県外、海外の観光客を視野に入れ、交流人口の拡大をめざした取り組みを推進します。
- ②本町で合宿・キャンプを実施するチーム等に対し、町内関係団体はもとより民間団体・大学と連携・協力し、ニーズに応じたトレーニング環境を提供できるよう努めます。



5-3 スポーツ情報の発信

- ①町民が「する」「みる」「ささえる」等のスポーツ活動に参加するきっかけをつくるために、町の広報や新聞、テレビ、インターネットなど様々な媒体を通じて、町のスポーツ情報を発信する取り組みを進めます。
- ②トレーニングに適した豊かな自然環境や中部国際空港への好アクセス等、キャンプ地としての優位性を、国内外に向けて、積極的にアピールします。

第4章

計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画に掲げたスポーツ推進の基本目標を実現するためには、行政のみならず、住民、スポーツ協会、スポーツ推進委員会、みはまスポーツクラブ、各スポーツ団体などによる協働が必要となります。今後はこれら関係機関や団体との役割分担、協働、連携のもと、美浜町のスポーツ推進に向けて計画を進めていきます。

◆ 行政

関係部局及び関係機関と連携し、それぞれが主体的にスポーツに取り組めるよう環境整備を行うとともに、きめ細かな施策推進を行います。

◆ 住民

住民一人ひとりが心身の健康維持や体づくりに関心を持ち、ライフスタイルに応じて、「する」「みる」「ささえる」などそれぞれの立場からスポーツに親しみ、スポーツを通じて積極的に人と交流し、地域活動へ参加するなど、ふれあいのある生き生きとした生活を送ることが期待されます。

◆ スポーツ協会・スポーツ少年団

町内関係団体との連携、協力のもと、住民が身近にスポーツに参加できる機会を提供するとともに、指導者の育成などスポーツの裾野を拡げる役割を努めます。

◆ スポーツ指導者・スポーツ推進委員会

スポーツの普及・啓発はもとより、地域におけるスポーツ活動のコーディネーター役（調整役）としての役割を努めます。また、住民に身近な立場でスポーツを「ささえる」指導者として、スポーツに関する幅広い知識や技術を身につけ、住民のニーズにあった適切な指導に努めます。

◆ みはまスポーツクラブ

幅広い世代の地域住民がスポーツに親しむことが出来るようニーズを把握し、様々なスポーツ活動を行う場を創出、提供に努めます。また、町や教育機関と協力し、地域住民がスポーツに親しむことのできる環境づくりへの取り組みに努めます。



◆ 学校、保育園、幼稚園など

子どもの発達段階に応じて運動習慣を身につけるため、安全かつ効果的な学校体育やスポーツ活動の推進に努めます。また、地域との連携により、地域が保有する資源（施設、人、情報）を有効活用しながら、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけづくりの場を担う役割を努めます。

◆ 大学・企業

大学や民間企業が保有する人材、施設、専門的なノウハウや資源の提供など、市民のスポーツ活動への支援、協力を努めます。また、地域スポーツイベントへのボランティア派遣など、地域貢献活動に努めます。

◆ 障がい者団体

行政やスポーツ関係者、福祉関係者との連携体制を築き、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツ活動を楽しむことができる環境づくりへの取り組みに努めます。

2 進行管理と評価の方法

計画について実効性を高め円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

計画に基づく基本施策の進捗状況等を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常によりよい活動や取り組みを推進する「PDCA（計画 - 実行 - 点検・評価 - 改善）サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。

資料編

資料編

1 美浜町スポーツ推進計画策定委員会 平成30（2018）年度委員名簿

(敬称略・順不同)

番号	役職	所 属	役職	氏 名
1	会長	美浜町体育協会	会長	木村 泰三
2	委員	みはまスポーツクラブ	会長	吉田 文久
3	委員	美浜町スポーツ推進委員会	委員長	谷 信夫
4	委員	美浜町商工会	会長	横田 和弘
5	委員	美浜町観光協会	会長	野田 敏郎
6	委員	美浜町社会福祉協議会	会長	横田 全博
7	委員	美浜町校長会	会長	竹内 英章
8	委員	美浜町区長会	会長	石川 達男
9	委員	美浜女性の会	会長	大寄 暁美
10	職務代理者	美浜町	副町長	永田 哲弥
11	委員	美浜町総務部	部長	沼田 治義
12	委員	美浜町厚生部	部長	西田 林治
13	委員	美浜町産業建設部	部長	石川 喜次
14	委員	美浜町教育部	部長	天木 孝利

委嘱期間：平成30年6月20日～計画策定まで

2 美浜町スポーツ推進計画策定委員会 令和元（2019）年度委員名簿

（敬称略・順不同）

番号	役職	所 属	役職	氏 名
1	会長	みはまスポーツクラブ	代表理事	木村 泰三
2	委員	美浜町スポーツ協会	会長	廣重 弘和
3	委員	美浜町スポーツ推進委員会	委員長	八代 栄子
4	委員	美浜町商工会	会長	横田 和弘
5	委員	美浜町観光協会	会長	野田 敏郎
6	委員	美浜町社会福祉協議会	会長	横田 全博
7	委員	美浜町校長会	会長	山本 有治
8	委員	美浜町区長会	会長	牧 守
9	委員	美浜女性の会	会長	廣澤 節子
10	職務代理者	美浜町	副町長	永田 哲弥
11	委員	美浜町総務部	部長	杉本 康寿
12	委員	美浜町厚生部	部長	八谷 充則
13	委員	美浜町産業建設部	部長	石川 喜次
14	委員	美浜町教育部	部長	天木 孝利

※ 令和元年度からの委員の委嘱期間については、平成31年4月1日から計画策定まで

3 各種団体ヒアリング等の要点

＜関係機関一覧＞	
美浜女性の会	[2018年11月30日（金）ワークショップ]
美浜町商工会	[2018年12月26日（水）ヒアリング]
美浜町校長会	[2018年12月27日（木）ヒアリング]
美浜町観光協会	[2018年12月27日（木）ヒアリング]
美浜町社会福祉協議会	[2019年1月 8日（火）ヒアリング]
美浜町スポーツ推進委員会	[2019年1月24日（金）ワークショップ]
みはまスポーツクラブ	[2019年1月24日（金）ワークショップ]
町体育協会ソフトボール部 （柿中ソフトボールクラブ）	[調査回答]
町体育協会バドミントン部	[調査回答]
町体育協会ソフトテニス部	[調査回答]
各区長 （布土、河和、古布、矢梨、若松、奥田南、 奥田中、美浜緑苑）	[調査回答]

（1）運動・スポーツ活動全般に関すること

- ・健康づくりとスポーツ推進との連携
 - （例）健康マイレージのPR 推進
 - （例）美浜町健康体操 DVD（みはま体操の高齢者版）の町内へのPR 推進
- ・運動やスポーツに取り組むきっかけづくり
 - （例）朝のラジオ体操・ウォーキングなど、町民の運動習慣の確立
 - （例）学区ペタンク大会や学区運動会、歩け歩け大会などのイベントの継続
- ・健康づくりやスポーツ活動・大会に関する情報提供の工夫（紙媒体とネット活用）
- ・スポーツに関わる指導者やリーダーの育成
- ・防災と連携した取り組みの強化
- ・高齢者サロンの活用
- ・スポーツ活性化に向けた町独自のキャッチフレーズの作成
- ・みはまスポーツクラブの育成とプログラム（曜日・時間・内容）の工夫
- ・みはまスポーツクラブの自立と学区ごとの組織化、会員制の確立
- ・大学生と町民のスポーツを通じた交流
- ・区対抗スポーツ大会等のイベント開催

(2) 子どものスポーツ活動に関すること

- ・子どもの体力低下や運動をする子としない子の二極化傾向対策
- ・外遊びの機会を創出する工夫
- ・身近にスポーツを行う場所がない → 公園や学校施設の利活用
- ・学校部活動を含むスポーツ活動への外部指導員派遣制度の整備と活用
- ・学区対抗等の大会運営ボランティアの確保

(3) 障がい者スポーツに関すること

- ・「障がい児者ふれあい運動会」等、既存イベントの継続とボランティアの育成
- ・各種スポーツ大会への障がい者の参加促進
- ・小中学校「ふくしの授業」での障がい者スポーツ啓発と大学教員・学生の協力
- ・運動公園事業における「誰もが」活用できる施設をめざすハード面とソフト面の整備
- ・障がい者スポーツの町としての実績づくりと施設のPR推進

(4) スポーツ施設に関すること

- ・安心・安全に子どもたちが遊びを通して楽しく体を動かすことのできる公園の整備
- ・町と大学のスポーツ施設を、地域住民と大学生がお互いに交流できる場として活用
- ・美浜町の自然を活かした遊具づくりと整備
- ・公園や散歩コースへの健康器具の設置
- ・オレンジラインやランニングコースへの案内板の設置
- ・近隣市町や県外・海外からの合宿・大会に対応できるスポーツ施設の整備
- ・町民が気軽に集まることのできる場（運動公園、総合公園）の仕掛けづくり
- ・スポーツを観戦・応援できる環境の整備
- ・運動公園事業の有効活用と運営面の検討
- ・航空隊の跡地を活用したセーリング・ヨット施設の整備

(5) スポーツツーリズムに関すること

- ・観光資源とスポーツとの融合による交流人口の増加
（例）海をメインとしたスポーツ（フィッシング・水泳・セーリング）の大会誘致
- ・国内外からのスポーツ大会・合宿の誘致（そのための施設整備）
（例）2018年11月開催「JAPAN少年野球全国選抜大会 in あいち」の継続支援
- ・「食事、宿泊、送迎」をパッケージ化して商品として売り出す工夫
- ・各競技の小・中・高体連主催大会や大学リーグ戦、実業団リーグ戦の誘致
- ・プロスポーツや強豪チームの合宿誘致と町民との交流

4 用語集

○スポーツ基本法

昭和36（1961）年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、スポーツに関して基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本事項を定めるもので、平成23（2011）年に制定された。

○スポーツ活動推進地域

文部省（当時）が、学校と地域社会が連携したスポーツ活動の在り方や地域のスポーツ施設の連携と活用の在り方について、先進的な研究活動を行う市町村を指定し、その市町村における生涯スポーツの推進を目的として、平成4（1992）年度から実施した事業。

○第2期スポーツ基本計画

スポーツ基本法の理念を具現化し、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定した重要な指針。

第2期計画は、平成29（2017）年度から令和3年度（2021）までのスポーツ政策をまとめた計画として、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを基本方針としている。

○スポーツ基本法第10条（抜粋）

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

○愛知県スポーツ推進計画（いきいきあいち スポーツプラン）

国のスポーツ基本計画を参考に、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度までにおいて、スポーツ推進のために今後取り組むべき方向を示す計画として、愛知県が策定した。

県民一人一人がそれぞれのライフステージや興味・関心等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、活力ある「スポーツ愛知」を実現するための基本的な方向性を示すものとしている。



○第5次美浜町総合計画

美浜町がめざすまちづくりの目標となるもので、その実現のための施策の大綱を明らかにして、総合的・計画的に行政運営を図るための指針となるよう、平成26（2014）年度から令和7（2025）年度までを計画期間として美浜町が策定。

○パブリックコメント（意見公募手続）

行政機関が計画等を実施しようとする際に、事前にその案（趣旨・内容等）を公表して広く住民等から意見や情報を募集し、その意見等を考慮して、行政機関としての意思決定を行うこと。

○ライフステージ

人間の一生において節目となる、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの生活環境の段階。

○豊かなスポーツライフ

生涯にわたって健康を維持し、「する」「みる」「ささえる」スポーツを楽しみ、文化的な生活を送ること。

○ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

○SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

○スポーツツーリズム

スポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組み。

○スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき、地域のスポーツ推進のために市町村が委嘱する非常勤職員。スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を任務としている。

○スポーツリーダーバンク

町民のスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図るため、多様なニーズに応じて適切なスポーツ指導者を紹介するスポーツ指導者の登録活用制度。

○元気ばんざい！みはま21計画

ライフステージに応じた健康づくりの実現を目指し、個人が生活する地域に焦点を当て、健康を守る環境整備や活力ある取り組みなど、地域の関係機関や団体組織、町が協働して一体的に推進していく方向を示す計画として、平成17（2005）年度に美浜町が策定した。

「美浜町健康づくり計画」とも呼ばれ、現在は第2次計画が平成27（2015）年度から令和6（2024）年度にかけて進行中。

○健康マイレージ事業

健康のために検診を受けたり、食事や運動などに気を付けたり、健康に関する講座やイベントなどに参加して、マイレージ（ポイント）を貯めることで、愛知県内の協力店で様々な特典（サービス）が受けられる「あいち健康づくり応援カード！～MyCa～（まいか）」と交換することができる事業。

○美浜タウンマラソン

昭和61（1986）年に「美浜町制30周年記念町民マラソン大会」として始まった、町民マラソン大会。

以降、「美浜町ふれあいジョギング大会」、「美浜タウンマラソン」と名称を変え、平成31（2019）年で33回目。

○美浜町スポーツ協会

スポーツ団体の育成やスポーツ大会の開催等による町民の体育・スポーツの普及・振興を図ることを目的に、昭和37（1962）年に設立。

平成31（2019）年に「美浜町体育協会」から「美浜町スポーツ協会」に名称が変更され、13の競技団体が加盟し、活動している。

○美浜町スポーツ少年団

主に町内の小中学生を対象として、スポーツを通じた青少年の健全育成を目的に、昭和50（1975）年に設立。10種目12団体が加盟し、活動している。

○みはまスポーツクラブ

多種目・多世代・多志向のスポーツ機会を提供し、地域自身が運営していくクラブとして、美浜町と日本福祉大学が平成24（2012）年に設立した総合型地域スポーツクラブ。

平成31（2019）年に法人化し「一般社団法人みはまスポーツクラブ」となり、多世代を対象とした運動・スポーツ教室を実施することで、地域住民同士のコミュニティの場の創出や町民の運動・スポーツに対する満足度の向上を図っている。

○公認スポーツ指導者資格

公益財団法人日本スポーツ協会が公認する各種スポーツの指導者資格制度。

生涯を通じた「快適なスポーツライフ」を構築するための推進の中心となる指導者を養成し、スポーツ医・科学の知識を活かしてスポーツを「安全に、正しく、楽しく」指導し、その「本質的な楽しさ・素晴らしさ」を伝えていくことを目的としている。

○健康づくりリーダー

愛知県や市町村などが行う健康づくり事業をはじめとする様々な行事・イベントにおいて、地域住民にストレッチや筋力アップ体操、腰やひざの痛みを予防する健康体操などを行い、健康づくりの活動をするボランティア。

健康づくりに関する研修会を受講・修了して「愛知県健康づくりリーダーバンク」に登録し、健康づくりリーダーとして活動している。

○介護予防リーダー

介護予防に関する知識や体操を地域住民に広め、介護予防の活動をするボランティア。

介護予防に関する養成講座を受講・修了し、「みはま介護予防リーダー」として活動している。

○マスターズ競技大会

マスターズ世代（主に30歳以上）による各種スポーツ大会のことで、「生涯スポーツに親しんでいる人にとっての自己の技量を試す場」や「かつて競技スポーツで活躍した人にとってのセカンド・ステージの場」として創設された。

スポーツの楽しみの中に競技性を取り入れ、国内外において様々な競技の大会が開催されている。

○全国健康福祉祭（ねんりんピック）

スポーツや文化の交流大会を始め、健康や福祉に関するイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、昭和63（1988）年に厚生省創立50周年を記念して開始され、以来毎年開催されている。

○愛知駅伝

正式名称は「愛知県市町村対抗駅伝競走大会」。

平成17（2005）年に開催された「愛知万博」を次世代へ語り継ぐことをきっかけとし、県内各市町村の交流等を目的として、平成18（2006）年に開始された市町村対抗の駅伝大会で、以来毎年開催されている。

県内の全市町村が参加しており、小学生から40歳以上までの幅広い年齢層の男女でチームを編成し、区間をつないで競いあう。

○児童生徒の体力・運動能力調査

児童生徒の日常生活における運動習慣と基本的な生活習慣などの改善を促進することを通して、体力・運動能力の向上を図ることを目的に、スポーツ庁が実施する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」。

全国の小学5年生と中学2年生を対象に、平成10（1998）年から実施されている「新体力テスト」を用いて行われる。

○美浜町立小中学校部活動指導ガイドライン

児童生徒にとって、より効果的で適切な部活動の運営を目指すための町立小中学校における部活動の指針で、平成30（2018）年に美浜町教育委員会が策定。

○幼児期運動指針

幼児期の運動の在り方についての指針として、平成24（2012）年に文部科学省が策定。

運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指すものとしている。

○アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）

幼児及びその保護者等を対象にした活動プログラムとして、平成26（2014）年度に日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団）が作成。

子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラムとして開発された。

○美浜町障がい児者ふれあい運動会

障がい児者がスポーツを通して親睦を深め、社会参加を目指すとともに、障がい児者への理解と認識を深めることを目的に、美浜町社会福祉協議会が開催するイベント。

○障害のある人への配慮を工夫したスポーツ施設利用マニュアル

スポーツ施設において、障がいのある人や支援が必要な人に対して、どのような対応とサポートが必要かを分かりやすく解説したマニュアル。

スポーツ庁の「障害者スポーツ推進プロジェクト委託事業」の一環として、平成30（2018）年度に美浜町が作成。

○オリンピック・パラリンピック教育

オリンピック・パラリンピックそのものへの興味・関心の向上だけでなく、オリンピック・パラリンピックを題材として、スポーツの価値、国際・異文化、共生社会への理解を深め、規範意識を養うなど、多面的な教育を行う活動。

○ネーミングライツ

公共のスポーツ・文化施設等に企業名や商品ブランドを冠した愛称等を付与する権利（命名権）とこれに付帯する諸権利の総称。

行政側のメリットとして、公共施設等の長期的、継続的な運営基盤を確立でき、新たな財源として確保できることがあげられる。

○指定管理者制度

公の施設において、地方公共団体により指定された民間事業者等が管理運営を代行する制度で、平成15（2003）年の地方自治法の改正により創設された。

多様化する住民のニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間事業者等が有するノウハウを活用することで、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的とする。

○2026アジア競技大会

アジア・オリンピック評議会（OCA）が主催する、アジア地域を対象にした国際総合競技大会で、原則4年ごとに開催される。

昭和26（1951）年にインド・ニューデリーで第1回夏季大会が開催され、令和8（2026）年の第20回夏季大会は、愛知・名古屋で開催されることが決定している。

美浜町 スポーツ推進計画

令和2（2020）年度
～令和11（2029）年度

発行年月：令和2（2020）年2月

発 行：美浜町教育委員会

住 所：〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

T E L 0569-82-1111

F A X 0569-82-4153